

## 京都市認定通訳ガイドのマネジメントシステム導入・運用業務 仕様書

### 1 件名

京都市認定通訳ガイドのマネジメントシステム導入・運用業務

### 2 導入背景

現在、京都市認定通訳ガイド（以下「ガイド」という）の各種情報はエクセルシートを活用しているが、管理すべき情報が多岐にわたるため、複数のシートでの管理となっており、情報が点在している。そのため、適切な情報の抽出や活用に課題がある。

また、ガイド自体に係る新たな情報の追加も担当者によるヒヤリングがベースになっているが、アンケート等で情報を包括的に収集しながらデータベースに蓄積し、それらの情報を元に適切な育成環境を整え、さらなる人材活用を進めていきたい。

### 3 期待する導入効果

#### （1）ガイド情報の一元管理（データのマスタ化）

分散されているデータを一か所に集約し多重管理を解消する。

#### （2）業務最適化・効率化

Excelファイルを集計、成型する際の工数削減、手作業による人的ミスの削減

#### （3）情報の属人化の回避

情報の収集方法や分析資料の作成方法が、担当者にしか分からないという状況を回避する。

#### （4）データの活用

人材育成の判断材料となる情報をリアルタイムに取り出し、分析できる環境を整える。

### 4 委託内容

本業務は、ガイド情報をはじめとしたマネジメントシステム（以下「システム」という。）の導入及び運用を行う業務である。導入するシステム要件は別紙「システム仕様詳細」のとおりとする。

なお、業務効率の観点から、クラウド型によるシステムとする。

#### （1）導入

導入を円滑かつ効果的に遂行するため、京都市観光協会（以下「当協会」という。）担当者との協力を体制を築くこと。また、本事業の目的を理解し、万全の導入体制を確立すること。

導入にあたって必要なマニュアルを準備し、必要に応じてサポートを行うこと。

#### （2）運用

運用にあたって必要なマニュアルを準備し、必要に応じてサポートを行うこと。

#### （3）スケジュール

本システムの本格運用は令和5年4月1日とする。

スケジュール案の策定にあたっては、上記の運用に間に合わせるよう留意すること。

#### (4) 利用者

##### ア 管理者（協会職員）

- ・ガイド事業担当者3名（システムに係る全権限をもつもの）

※閲覧用IDを1つ準備すること。

##### イ ガイド

令和4年度：250人 令和5年度：250人 令和6年度以降：50人ずつ増加予定

#### 5 運用期間

令和5年4月1日から本格運用開始とする。運用終了日は本格運用開始から1年間とするが、当協会が運用に支障がないと判断した場合は、年間契約を継続する。

#### 6 利用開始支援に係る納品物等

##### (1) 納品物

納品物については以下のとおりとし、形式は電子媒体（CD-R またはインターネット上からのダウンロード）とする。

##### ア 運用マニュアル（管理者用）

##### イ 管理マニュアル（管理者用）

##### ウ 操作マニュアル（管理者用・利用者用）

##### (2) 納期

各納品物の納期については、別途協議の上決定する。

##### (3) 納品場所

納品場所は、当協会とする。

#### 7 個人情報の保護

##### (1) 個人情報の取扱い

ア 受託者は、委託業務を遂行するにあたり取り扱う個人情報について、委託業務に携わる者全てにそれを保護し、安全な状態に保つことを徹底する。

イ 受託者の過失の有無にかかわらず、受託者による個人情報の漏えい、滅失、棄損、改ざん、盗難等がないよう徹底する。

ウ 受託者は、個人情報を委託業務以外の目的で使用してはならない。

エ 受託者は、京都市個人情報保護条例及び京都市情報セキュリティ対策基準を遵守することとする。

##### (2) 守秘義務

受託者及び委託業務に携わる者は、委託業務の遂行上知ることができた秘密及び個人情報を漏らしてはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても同様とする。

##### (3) 事故の発生

受託者は、委託業務遂行上の不適切な事務処理等により、個人情報保護ができなかった又は保護できていない可能性が生じた場合、ただちに当協会に報告し、指示に従う。なお、この場合に生じた費用及び損害については、全て受託者が負担する。

## 8 留意事項

- (1) この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合、受託者は当協会との協議によりその解決を図るものとする。
- (2) 受託者が、本仕様書に定める各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき甲が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
- (3) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、当協会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。